

## 地理科学学会「優秀発表賞」に関する規約

1. 名称：地理科学学会「優秀発表賞」とする。
2. 目的：若手の研究者の発表を表彰し、研究発表の奨励、研究内容の向上、地理学研究の活性化を図ることを目的とする。
3. 対象者：一般研究発表（口頭発表およびポスター発表）の発表者で、下記の受賞資格を有する者とする。
4. 選考方法：優秀発表賞審査特別委員会（以下、審査特別委員会）を設置し、審査特別委員会による選考後、会長の承認を得て決定する。
5. 審査特別委員会：審査特別委員会は会則に従って委嘱される委員によって構成される。審査特別委員会は、候補者選考方法に従って優秀発表賞受賞候補者（以下、候補者）の選考を行い、その結果を会長に答申する。
6. 結果の公表・表彰：審査結果は大会当日に発表し、賞状と副賞を授与する。  
また、学会 web サイト、学会誌を通じて公表する。
7. 受賞資格：若手の研究者を対象とする。学部もしくは大学院に在学中の学生、またはこれら以外の 34 歳以下（大会開催年の 12 月 31 日時点）の研究者。  
なお、共同研究発表の場合は、筆頭発表者でかつ、演者となった者に限定する。
8. 候補者選考方法：審査委員全員が下記の評価基準によって採点し、委員の合議により、候補者がある場合は、口頭発表およびポスター発表それぞれ 1 件以上を選考する。評価基準は、1) プレゼンテーションの良さ（分かりやすさ、視認性、表現力）、2) 発表内容の水準の高さ（論理構成、研究目的、データ充足、独自性、意義）、3) 総合点であり、それぞれ 10 点満点で評価する。
9. 本規約の変更は、合同委員会の決議により行う。

付則 本規約は 2015 年 5 月 30 日よりこれを施行する。

本規約は 2016 年 5 月 26 日に改訂した。

本規約は 2024 年 5 月 30 日に改訂した。